

アクト司法書士事務所

〒273-0031 船橋市西船 4-22-2 NNSビル 502号

TEL 047-434-1456 FAX 047-434-1457

E-mail kamate@act-office.net

相続登記必要書類チェックリスト

被相続人（亡くなった方）に関する書類

- 住民票の除票（古い相続のときは取得できない可能性があります）
 - 本籍の記載はあるか
 - 死亡の旨の記載はあるか
 - 登記上の住所と住民票の除票に記載されている住所が同じか
（違う場合は戸籍の附票が必要になります）
- 戸除籍謄本
 - 出生（最低 10 歳頃）から死亡に至るまで全部あるか
- 権利証、登記識別情報通知、登記簿謄本など不動産を特定できるもの
- 固定資産課税明細書又は固定資産評価証明書
 - 取得年度と登記申請年度が同じか（毎年 4 月 1 日で年度が切り替ります）

相続人に関する書類

- 相続人全員の戸籍謄本
- 不動産を取得される方の住民票
 - 本籍の記載はあるか

その他（ケースにより異なります）

- 遺産分割協議書
 - 相続人全員の署名があるか
 - 相続人全員の実印での押印があるか
- 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議による場合）
- 特別代理人選任審判書（遺産分割協議に未成年者がいる場合）
- 遺言書（公正証書遺言以外は家庭裁判所による検認が必要）
- 相続放棄受理申述証明書又は通知書
- 委任状（代理人に委任する場合）
- 登録免許税 固定資産税評価額の 0.4%

必要になる書類はケースにより異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

ご依頼の際は、**身分証明書（写真付き）**及び **認印**をご持参ください。

